

# 加熱式たばこに係る簡易税率の新設等

令和 4 年 1 1 月 2 4 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 入国者が携帯する輸入貨物に対する簡易税率

## 現行制度の概要

- 入国者が携帯して輸入する貨物については、通関手続の迅速化を目的として、関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合して算出した簡易税率が設けられており、免税範囲（例：酒類3本等）を超える貨物について適用されている。

※ 関税が無税の酒類の一部及び紙巻たばこについては、租税特別措置法等に基づいて、特例税率が規定されている。  
例：ビール 200円/ℓ、紙巻たばこ 1本15円

### 【現行の簡易税率】

品名	税率
1 アルコール飲料 (1) 蒸留酒 (焼酎等)	300円/ℓ
(2) その他のもの (ワイン等)	200円/ℓ
2 その他の物品	15%

- ただし、簡易税率は、入国者が携帯品の全部について簡易税率によることを希望しない旨を申し出た場合には適用されないほか、以下の貨物には適用されないこととされている。
  - ① 関税が無税又は免除される貨物
  - ② 犯罪に係る貨物
  - ③ 商業量に達する数量の貨物、高価な貨物、  
国内産業に対する影響等から簡易税率の適用が適当でない貨物（米、加熱式たばこ等）

# 加熱式たばこに係る簡易税率の新設等

## 1. 加熱式たばこに係る簡易税率の新設

### 加熱式たばこに係る課税の現状

- 入国者が携帯して輸入する加熱式たばこ（注1）について、簡易税率の適用はなく、免税範囲（注2）を超える部分について関税（3.4%）、たばこ税（後述）、消費税及び地方消費税（10%）が課されている。

（アイコス：フィリップモリス社）

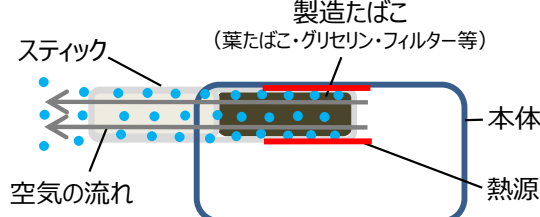
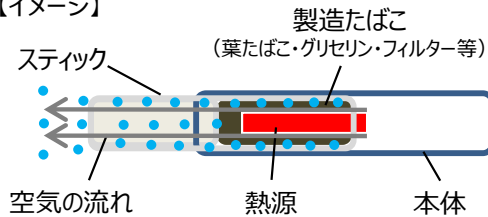


（グロー：ブリティッシュアメリカンタバコ社）



直接加熱方式

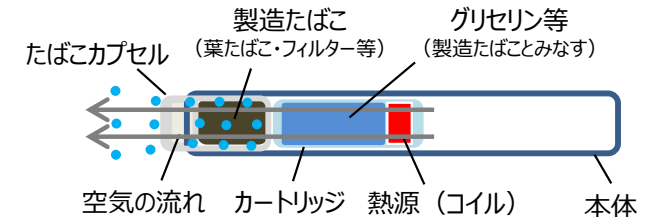
【イメージ】



（プルーム・テック：日本たばこ産業社）



間接加熱方式



（注1）加熱式たばこは、たばこを燃焼せず加熱して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造されたもの。大別すると以下の2種類。

- ①スティック型：紙で巻いた葉たばこ等のスティックを加熱して喫煙するもの
- ②リキッド型：カートリッジに充填されたグリセリン等を加熱して葉たばこ等が充填された容器（カプセル）を經由し喫煙するもの  
製造たばことみなされるカートリッジに充填されたグリセリン等のみが包装され販売されるものを含む

（注2）加熱式たばこの免税範囲

入国者の免税範囲（加熱式たばこ）	具体例
個装等10個 ※ 1箱あたりの数量は、紙巻たばこ20本に相当する量	「アイコス」(IQOS) の場合：200本 「グロー」(glo) の場合：200本 「プルーム・テック」(Ploom TECH) の場合：50個

# 加熱式たばこに係る簡易税率の新設等

## 1. 加熱式たばこに係る簡易税率の新設

### 改正の必要性

- 入国者の携帯品の課税処理において、特にたばこ税額の計算方法（注3）が複雑であることから、通関手続に時間を要している実態がある。また、入国者にとっても課税額の予見可能性が低い。

（注3）加熱式たばこのたばこ税額計算方法（次の①②の方法により、加熱式たばこの重量と価格を紙巻たばこの本数（課税標準）に換算）

たばこ税額 = (①本 + ②本) × 15.244円（紙巻たばこ1本のたばこ税率）

①重量換算：ネット重量(g) ÷ 0.4(g) × 1/2（加熱式たばこの重量0.4gごとに紙巻たばこ0.5本に換算。）

②価格換算：小売定価（消費税を除く） ÷ 25.40（円） × 1/2（紙巻たばこ1本当たりの想定小売金額で紙巻たばこ0.5本に換算。）

- 本年10月からの、入国制限措置の緩和に伴う、入国者の増加が予想される中、加熱式たばこに係る簡易税率を新設し、入国手続を簡素化することは、我が国の観光立国の推進にも寄与すると考えられる。

### 改正の方向性

- 入国者が携帯して輸入する加熱式たばこの実態を踏まえ、以下のとおり加熱式たばこに係る簡易税率を新設することが適当ではないか。
  - ① 1箱当たりの本数や重量が種類によって異なることに鑑み、課税対象としてスティック型及びリキッド型を区分して規定
  - ② 銘柄や携帯本数・個数等を確認する実態調査（本年8～10月）より、本・個数単位の税額を算出した結果に基づき、スティック型：15円/本（例：1箱20本入 300円）、リキッド型：50円/個（例：1箱5個入 250円）の税率を規定

## 2. アルコール飲料に係る簡易税率の取扱い

- 令和5年10月の酒税率の変更(ワイン90→100円/ℓ、清酒110→100円/ℓ等)を踏まえ、アルコール飲料に係る簡易税率の水準を検討。税率の変化分が100円/ℓに満たないため、現行税率を維持。